

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第1十六号

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、「（条例別表第三に掲げる施設に係るものに限る。以下「使用の許可」という。）」を削り、「知事」を「条例第十一条の二第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第二項第二号中「知事」を「指定管理者」に改める。

第八条第一項中「第十一条の四第一項第一号」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「使用料」を「使用料又は利用料金」に改め、同項第一号中「第十一条の四第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、同条第二項中「第十一条の四第一項第四号」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条中「第十一条の二第一項」の下に「又は第二項」を「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「第十二条第三項」を「第十一条の二第二項において準用する条例第十二条第三項」に改め、同項第一号中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第一号中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項本文中「使用料の」を「利用料金の」に、「施設使用料減免申請書を知事」を「施設利用料金减免申請書を指定管理者」に改め、同項ただし書中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第二項第二号中「知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定により利用料金を減免する場合は、指定管理者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第十一条第四項ただし書」を「第十一条の二第一項において準用する条例第十二条第四項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第十三条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第十四条第一項中「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、同項第一号中「又は」を「」に改め、「第十一条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十五条第一項中「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、別記様式第六号中「広島県知事 様」を「指定管理者 様」に、

「6 これら以外にも、知事が特に必要と認める場合には、別途資料の作成・提出を求める場合がある。」を

「6 これら以外にも、指定管理者が特に必要と認める場合には、別途資料の作成・提出を求める場合がある。」に

改文^④

別記表第7項及び別記表第8項「広島県知事 様」又「指定管理者 様」に於く。

別記表第7項及び別記表第8項「広島県知事 様」又「指定管理者 様」に於く。

「広島県知事 様」又「指定管理者 様」に

「平成 年 月 日付けで使用許可申請した五日市漁港フィッシュヤリーナ施設の使用料に
ついて、減免していただきたいので、関係書類を添えて申請します。」に

「平成 年 月 日付けで使用許可申請した五日市漁港フィッシュヤリーナ施設の利用料金に
ついて、減免していただきたいので、関係書類を添えて申請します。」に

「使用料の減額を受けたい施設を○で囲んでください。(複数選択可)」に

「利用料金の減額を受けたい施設を○で囲んでください。(複数選択可)」に

改文^⑤

別記表第10項「広島県知事 様」又「指定管理者 様」に

指令番号	
許可年月日	平成 年 月 日

改文^⑥

別記表第11項「広島県知事 様」又「指定管理者 様」に

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」に

「注1 不用の文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」に

改文^⑦

(施設概要)

1)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経営指標)

2)の規定の施行の際現に改正前の広島県漁港管理条例施行規則の規定に基づき知事に対する執行手
の許可の申請その他の手続で改正後の広島県漁港管理条例施行規則(以下「新規則」といふ。)に規定
の規定のものとし、新規則の規定に基づく許可の申請その他の手続とみなす。